破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第８２号
茨城県神栖市矢田部551番地
破産者　茂木喜代子
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８１号
群馬県太田市鶴生田町898番地７
破産者　縄田　　太
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８９号
群馬県佐波郡玉村町大字福島1075番地８
破産者　栗原　辰男
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５０号
群馬県前橋市朝倉町２丁目２番地８
破産者　室岡　　努
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
千葉県佐倉市畔田350―３　ロイヤルアパートメントＡ号、開始決定時の住所千葉県佐倉市王子台５―10―２、住民票上の住所群馬県前橋市西片貝町１丁目282番地４
破産者　國松　　聡
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第３８号
秋田県にかほ市象潟町関字建石45番地348
建石団地410号
破産者　本間　　壮
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第２２４号
茨城県石岡市石岡2911番地７、開始決定時の住所茨城県石岡市府中１丁目１番６号
破産者　杉田　元文
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂1054番地の１
破産者　青地酒店こと　青地　博明
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
兵庫県美方郡新温泉町浜坂1054番地１
破産者　サロン温泉こと　青地賀代美
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
大分県別府市上野口町32番１号
破産者　野田豊詩実
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３号
北海道北斗市稲里165番地の17、開始決定時の住所北海道北斗市谷好３丁目９番６号
破産者　平野　秀俊
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
茨城県日立市諏訪町３丁目12番18号
破産者　石黒　勇次
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５６号
茨城県鹿嶋市平井1129番地２　財団法人鹿島病院８号棟２号室、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字港ヶ丘1140番地22
破産者　中島　登子
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第６３７号
埼玉県日高市大字旭ケ丘132番地３
破産者　村岡　好幸
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６９０号
埼玉県所沢市三ヶ島２―674―６　ドリーム館Ⅱ201、住民票上の住所埼玉県入間市小谷田１丁目15番26号
破産者　江副　正登
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２３号
埼玉県坂戸市日の出町９番３号
破産者　長谷部**隆**男
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０２７号
神奈川県海老名市河原口878番地の１　102
破産者　西嶋　憲治
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０号
長野県松本市平田西２丁目11番１号　サンライズコーポはやし101号
破産者　松原　　勇
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２１４４号
名古屋市中村区香取町２丁目62番地　メゾン香取105号室、住民票上の住所名古屋市中村区稲葉地町１丁目72番地の２　エトワール101号
破産者　サンキ建設こと　木須井　敏
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部